長崎県マンションの管理に関する計画の認定等実施要領

(目的)

第1条 この要領は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成 12 年法律第 149 号。 以下「法」という。)に基づくマンションの管理に関する計画の認定等の実施に必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

- 第2条 この要領における用語の定義は、法及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則(平成 13 年国土交通省令第 110 号。以下「規則」という。)に定めのあるもののほか、次の各号に定めるところによる。
 - (1)センター 公益財団法人マンション管理センターをいう。
 - (2) 適合審査 法第5条の4号各号に掲げる基準に適合している旨を証するために、センターが行う審査をいう。
 - (3)認定申請 法第5条の3第1項の規定による認定の申請をいう。

(適合審査)

第3条 認定申請をしようとする者は、当該申請を行う前に、適合審査を受けなければならない。

(添付書類等)

- 第4条 規則第1条の2第1項の計画作成都道府県知事等が必要と認める書類は、次の各号に掲げる書類とする。
 - (1) 認定申請対象マンションが、適合審査を受けていることを証する書類又はその写し

(申請の取り下げ)

第5条 認定申請又は法第5条の7第1項の規定による認定の申請(以下「変更認定申請」という。)をした者は、知事の認定又は変更認定を受ける前にその申請を取り下げようとする場合は、管理計画の認定申請等取り下げ届(様式1)の正本及び副本各1通を知事に提出するものとする。

(軽微な変更)

第6条 認定管理者等は、規則第 1 条の 9 に規定する軽微な変更をしようとするときは、認定管理計画に係る軽微な変更届(様式2)の正本及び副本各 1 通に、それぞれ添付書類のうち変更に係るものを添えて知事に提出するものとする。

(管理の取りやめ)

第7条 認定管理者等は、認定管理計画に基づく管理計画認定マンションの管理を取りやめようとする場合は、認定管理計画に基づく管理計画認定マンションの管理を取りやめる旨の申出書(様式3)の正本及び副本各1通に認定通知書(規則第1条の6に規定する別記第一号の二による通知書及び規則第1条の8に規定する別記様式第一号の四のことをいう。)並びに、認定申請を行った際の申請書の副本及びその添付書類を添えて知事に提出するものとする。

(管理計画認定等の証明の手続き)

第8条 認定管理者等は、認定を受けている者であることを証する書面の交付を受けようとする場合、管理計画認定等証明申請書(様式4)を知事に提出するものとする。

(補則)

第9条 この要領の施行について必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要領は、令和5年9月1日から施行する。